

# 告示

## 埼玉県選管告示第四十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、伊奈町選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

令和元年八月九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田 徳治

施設の名称	埼玉県民活動総合センター 第二研修室
所在地	埼玉県北足立郡伊奈町内宿台六丁目二十六番地
管理者	公益財団法人 いきいき埼玉
収容人員	百三十人